

## 平成26年度 第1回新潟労働局公共調達監視委員会の審議概要について

第1回新潟労働局公共調達監視委員会が、平成26年7月3日に開催されましたので、審議概要についてお知らせします。

(参考)新潟労働局公共調達監視委員会は、「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の趣旨を踏まえ、工事及び物品・役務等の競争入札案件並びに随意契約案件を第三者機関において審議することにより、新潟労働局が締結する契約が適正に行われるよう監視するため、平成19年12月25日に設置されたものです。

### [審議日程等]

〈日 時〉	平成26年7月3日 9:30～	
〈会 場〉	新潟労働局 2階会議室	
〈委 員〉	委員長 小林 大造	小林経理事務所(公認会計士)
	委員 村山 六郎	村山六郎法律事務所(弁護士)
	委員 大串 葉子	新潟大学経済学部(大学准教授)
〈事務局〉	新潟労働局総務部総務課	
〈審査対象期間〉	平成25年12月1日～26年3月31日契約締結分	

### [審議概要]

#### 1 委員長選出

委員互選により、小林委員を監視委員会委員長に選出する。

#### 2 審 議

##### (1) 審議案件の概要について説明

平成25年12月1日から26年3月31日までの期間において契約した案件のうち、予定価格から審議対象となるものは物品・役務等の8件であり、競争契約によるもの7件、随意契約によるもの1件であった。

本日の監視委員会では、この8件全部について審議をお願いしたい。

##### (2) 審議案件8件について説明

(事務局) はじめに審議対象案件8件について一括して説明を行い、その後に質疑・意見等を受ける形で進めたい。

なお、平成26年6月18日に開催した第1回新潟労働局公共調達審査会においても、同様の8件全部を審議対象として審議が行われたが、不適正と判断されたものはなかった。

(委員長) 了解した。

##### (3) 審議案件に対する質疑等

###### ① 公共工事 (競争入札)

「ときめきごと館間仕切設置・改修工事」について

(委 員) 1社のみ応札であったが、現場を視察したいという他の業者はいたのか。

(事務局) 視察を希望した業者はいませんでした。

(委 員) 入札公告が年度末に近い時期に行われている。もっと早めに準備できなかったのか。

(事務局) この契約は、しごと館の中にマザーズハローワークを設置するための工事ですが、厚生労働省では、毎年、全国にマザーズハローワークを順次拡充設置しております。当県でも以前から計画はありましたが、実際に予算措置が講じられ設置することが正式に決定したのが、1月に入ってからで、そのため4月に開所する必要からタイトなスケジュールになったものです。

(委員) 1社応札なのだから、随意契約でも良かったではないか。

(事務局) 結果的に1社応札となりましたが、金額的に競争入札案件であり、国の機関として、随意契約はできない案件です。

## ② 物品・役務等（競争入札）

---

「デジタル複合機購入(交換)契約」について

(委員) 予定価格を定価の半額にしても各業者の応札額はまだ、低いようだが。

(事務局) 複合機を導入しますと、その後に保守点検料が発生しますが、保守点検も別に入札で業者を決定することになるのですが、実際、購入機器の業者が落札することが多く、高い確率で保守点検料が見込めるためでしょうか、どうしてもこういう傾向がなくなるようです。

なお、予定価格は、過去の購入実績を踏まえて、各メーカーの機器の定価の50%程度と低めで設定しておりましたが、ここまで下げて積算することは難しく、当方で設定した予定価格自体は不適正なものではなかったと考えています。

「窓口受付システム機器入替購入」(ハローワーク長岡小千谷出張所分及びハローワーク新潟ときめきしごと館分)の2案件について

(委員) 同じような受付システムの内容であり、入札実施日が小千谷分が1月22日、しごと館分が2月13日とそんなに離れていないのだから、今後の要望として、こういった場合はまとめて同日に入札した方が良いのでは。事務的にも一度にした方が良いと思われる。

(事務局) 本来なら契約内容ほぼ同様である場合、まとめて行う方が事務の負担は少なくなるのですが、今回の小千谷分については、年度途中に一度故障をして修理したのですが、その際に修理業者から、今回応急的に修理しただけで、いつまた、故障するかわからない状態と言われました。その上、当該機器は既に製造を終了しており、サポートもないため次に故障した場合は、部品交換もできず、修理ができない事態になってしまうとのことで、早急に新規に調達しなければならない事案でした。そのためまとめて入札することはできませんでした。

従来から他の調達案件で、同時にできるものは併せて入札を実施しているつもりですが、今後ともより一層、事務の合理化に努めたいと考えておりますのでご理解願います。

「非常用備品(備蓄品)の購入契約(労働局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所分)」について

(委員) 廃棄しないで、防災イベントに提供するなど、活用してもらいたい。廃棄処分の費用がもったいない。

(事務局) 今回の購入は1日分から2日分を備蓄することになったため追加分であって、保存期限を迎えたものを入れ替えるものではなく、廃棄は行っておりません。しかしながら、来年度入れ替えを行う備蓄品があり、その際は地域の防災イベントに提供するなど、活用を検討したいと思います。

## ③ 公共工事（随意契約）

---

該当する案件なし。

## ④ 物品・役務等（随意契約）

---

「労働関係法のポイントの購入契約」について

- (委 員) 契約の目的・必要性は理解したが、類似の書籍は多々あると思うが、この書籍を選んだ理由は。
- (事務局) 実際に書籍を見て、内容を確認し、定価も500円と割安で、指導会・説明会などで配布するには適したものと選択しました。
- (委 員) 厳選したということか。
- (事務局) そうです。
- (委 員) 発行元に再就職しているOBがいる、などといった特別な関係はないだろうか。
- (事務局) そういったことは、ありません。
- (委 員) こういった書籍で問題となるのは発行元より、執筆者、編者との関係であり、本件は問題はないと思う。

### 3 審議結果

今回の審議案件については問題なしと考える。

### 4 その他

次回の監視委員会は、10月中旬頃の開催を予定しています。